

横浜市福祉保健活動拠点事業実施要綱

制 定 令和 2 年 1 月 6 日 健地支第 931 号（局長決裁）

最近改正 令和 7 年 12 月 9 日 健地支第 759 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市福祉保健活動拠点条例（平成 10 年 10 月横浜市条例第 40 号）及び横浜市福祉保健活動拠点条例施行規則（平成 10 年 11 月横浜市規則第 88 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、福祉保健活動拠点（以下「拠点」という。）の事業実施について必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第 2 条 拠点は、次の事業を行う。

- (1) 地域における市民の自主的な福祉活動又は保健活動のための施設の提供
 - ア 施設の使用の許可に関する業務
 - イ 施設及び設備の維持保全及び管理に関する業務
- (2) ボランティアに関する事業
 - ア ボランティアに関する情報収集・提供
 - イ ボランティアに関する相談・紹介業務
 - ウ ボランティアの育成・支援
- (3) 他の関連組織とのネットワークに関する事業
 - ア 関係機関及び地域との連携に関すること
 - イ 地域の福祉保健課題への理解と協力

（利用対象者）

第 3 条 この事業の利用対象者は、次のとおりとする。

- (1) 地域における市民の自主的な福祉活動又は保健活動を行っている、又は関心があり、この場を利用してこれらの活動を行おうとする者
- (2) 福祉・保健活動に関する拠点が実施する事業を必要とする者

（拠点の利用）

第 4 条 拠点の利用については、次のとおりとする。

- (1) 規則第 3 条第 2 項に基づき、毎月 1 回、特定の日を施設設備の保守点検等にあて、利用に供さないことができる。
- (2) 月曜日から土曜日の開館時間のうち、午後 5 時から午後 9 時までについて、利用申込がない場合には、「福祉保健活動拠点夜間等閉館取扱基準」（以下「夜間等閉館基準」という。）第 2 条第 1 項の規定により、午後 5 時に閉館することができる。
- (3) 日曜日及び祝日について、利用申込がない場合には、「夜間等閉館基準」第 2 条第 1 項の規定により、午前 9 時から午後 5 時まで、終日閉館することができる。

(利用の手続き)

第5条 施設利用の希望者は、拠点に直接申し込むものとする。

(運営)

第6条 拠点の運営は、次のとおり行うものとする。

- (1) 拠点は、地域住民に対し広報紙等を通じて、事業の実施について周知を図る。
- (2) 拠点は、拠点の事業を効果的に実施するため、行政機関及び福祉・保健・医療の関係者等と連携し、地域のニーズ把握や情報の収集・提供に努めるものとする。
- (3) 運営法人は、拠点に係る事業とその他の事業に係る経理を明確に区分する。
- (4) その他運営に関する詳細な事項については、別に定める。

(書類の整備)

第7条 拠点には、業務日誌、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。

(報告)

第8条 拠点の管理運営責任者は、事業に関する報告を協定書によって定められた方法及び様式により、所在地の区長に報告する。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。